

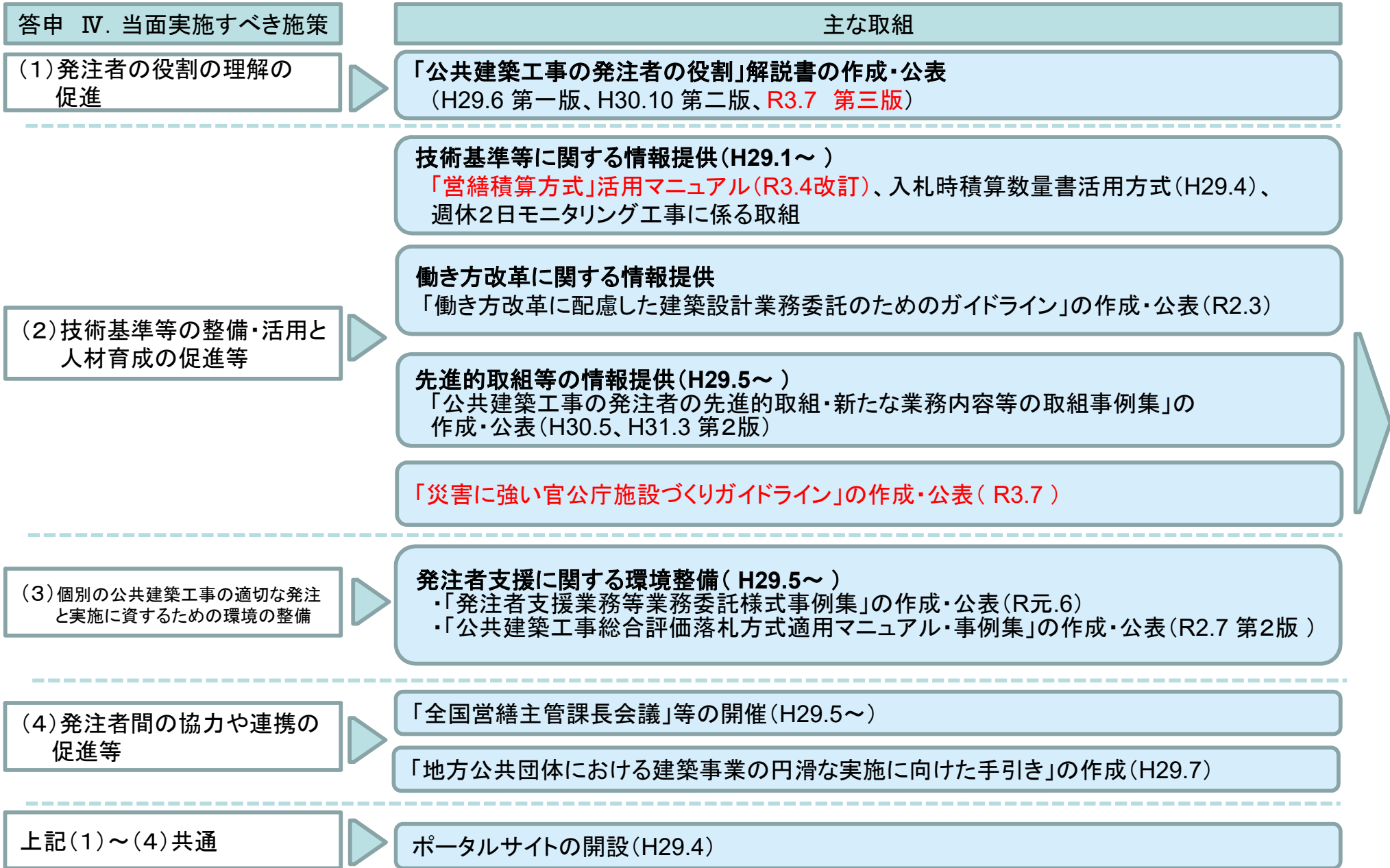
# 最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕工事における働き方改革の取組について
3. 営繕工事における生産性向上技術の活用について
4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
5. 霞が関地区の主な整備状況

# 1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

## を受けた取組状況 (R3.8時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。



継続的な見直し、発注者の理解促進等を図る

## 「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、平成29年6月に**解説書を作成、平成30年10月に改定(第二版)**※2

### (解説書の主な内容)

- ・発注者の役割に関する解説
- ・国土交通省の官庁営繕事業における運用事例
- ・参考資料のタイトル・URL (技術基準、ガイドライン等)

※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携 B:公共建築工事の発注・実施

※2 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイトに参考資料のリンク一覧を掲載  
発注者の役割ポータルサイトURL<[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

- 本解説書については、**発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的に見直すこととしている。**

## 今回の改定概要

- **令和元年に新・担い手3法が施行される**とともに、これを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことから、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、**令和3年7月に第三版として解説書を改定**

(※担い手3法:公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律)

### <本文への追記>

- ・建築設計業務における働き方改革の取組
- ・中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事の工期とする必要性
- ・施工時期の平準化の必要性
- ・適正な予定価格の設定に関する取り扱い 等

### <参考資料の追加>

- ・「発注者支援業務等業務委託様式事例集」
- ・「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」
- ・「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」 等

- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う 2

**課題** 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

**対応** 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。  
令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定。

## 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

### ガイドラインの構成

はじめに

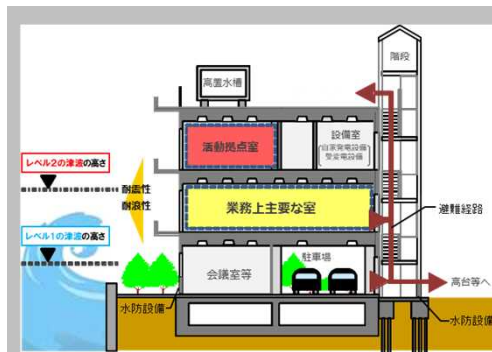
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

官庁施設における津波対策

地域防災倉庫との合築 ▶



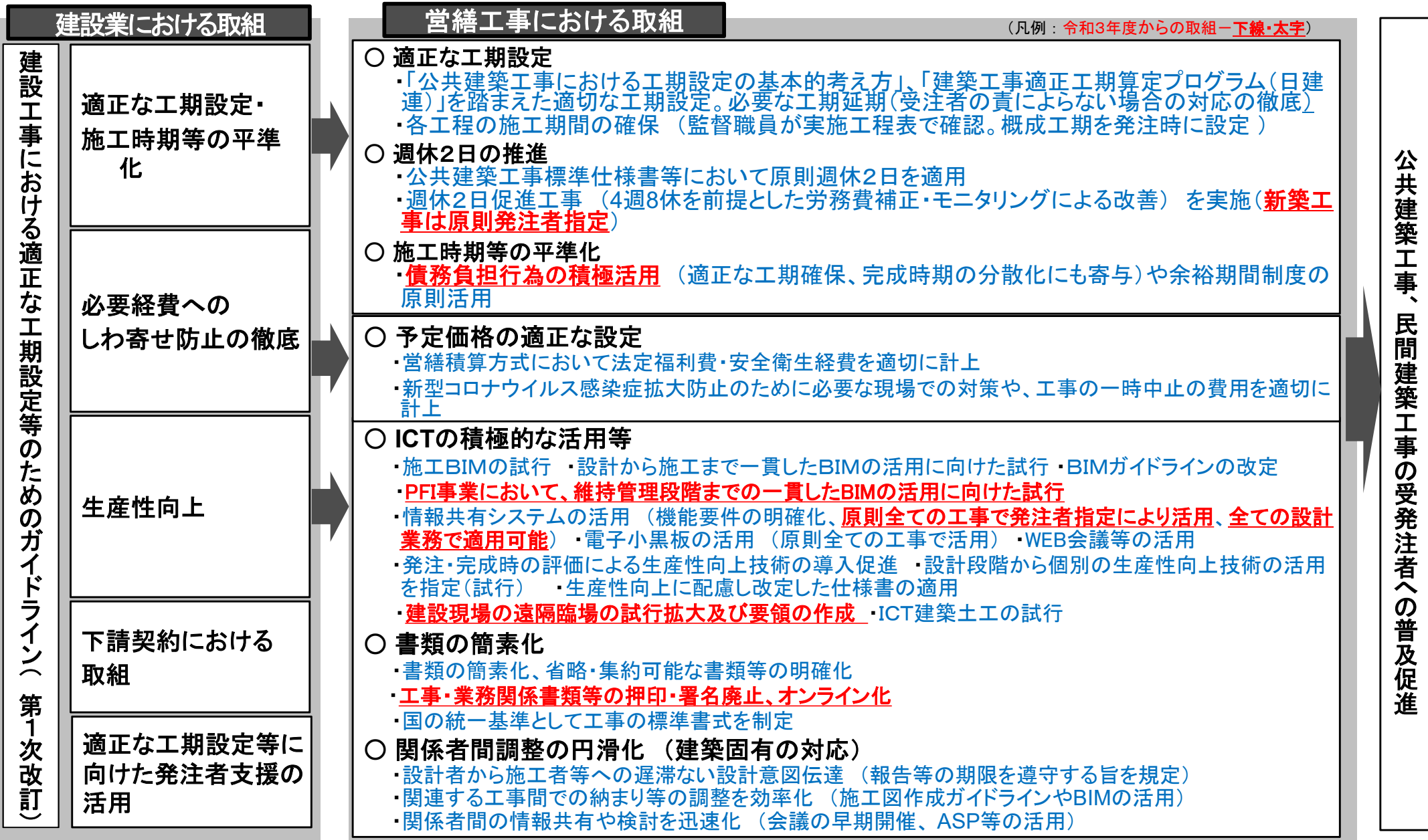
施設管理上の対策の例  
津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の営繕部局の役割の例  
官庁施設の被災状況調査





建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化



公共建築工事、民間建築工事の受発注者への普及促進

# 3. 営繕工事における生産性向上技術の活用について

## ■ 取組の背景

### ■ 未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、**建築分野を含む全てのプロセスを対象を拡大**する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM※をはじめとした**施工合理化技術の採用を発注者側が指定する試行**を行い、**発注・完成時の評価項目への反映**を行うとともに、**BIMガイドラインを改定**する。  
※: BIM(Building Information Modeling)

### ■ 成長戦略フォローアップ(令和3年6月)(抜粋)

「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」(令和2年3月31日建築 BIM 推進会議決定)に基づき、**官民等が発注する建築設計・工事等に BIM を試行的に導入**し、コスト削減・生産性向上等の効果検証や、運用上の課題抽出を行い、その結果を踏まえ、2021年度中にガイドラインの改定に向けた検討を行う。

## ■ 活用方針の概要

### 2020 年度取組

- ① BIMの新たな取組
  - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行
  - ・施工BIMの活用 (試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
  - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
  - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定 (試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
  - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大 (試行)
  - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ ICT建築土工の試行継続

### 2021 年度取組 太字・下線: 2021年度新規の取組

- ① BIMの新たな取組
  - ・官庁営繕事業における設計から**維持管理段階まで**一貫したBIMの活用に向けた試行
  - ・施工BIMの活用 (試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
  - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
  - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定 (試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
  - ・情報共有システムの活用 **(工事において原則※発注者指定により活用)** ※小規模のもの、工期の短いもの等を除く
  - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行 **(案件拡大) 及び要領の作成**
- ④ ICT建築土工の試行継続

**工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化**(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 ⇒ 全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

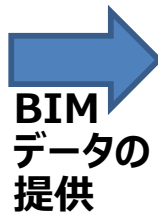
## BIMの取組

●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・**拡充**)

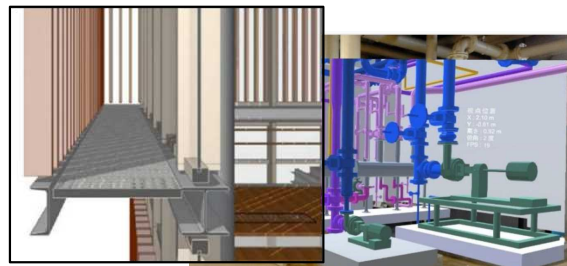
令和3年度に発注するPFI事業において、**維持管理段階**までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施



設計段階



BIMデータの提供



施工段階



BIMデータの提供



維持管理段階

成果図書の一部を**BIMで作成・納品**

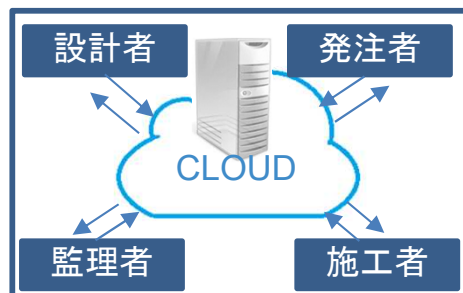
・提供されたデータを元に**施工BIMの実施**

・提供されたデータの**維持管理段階での活用を検証**

## 情報共有、打合せ等の更なる円滑化

●情報共有システムを**原則発注者指定により活用**

・**原則全ての営繕工事\***で情報共有システムを活用



情報共有システムを活用した工事では**電子検査を実施**

\*小規模のもの、工期の短いもの等を除く

●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の**試行拡大**及び**要領の作成(新規)**

・「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に**遠隔臨場を適用する試行案件を拡大**



受発注者の作業効率化  
契約の適正な履行としての  
施工履歴の管理の実施

↓ 効果等を把握

**試行結果を踏まえ、要領を作成**

## 工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

- 工事・業務関係書類については、**署名又は押印を廃止**する。
- 工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、**原則として、電子メール、情報共有システム等により行うこととする。**
- 工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、**電子データを利用した検査を行う。**



# 4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組

## ZEBの取組

官庁営繕事業においては、更なる温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するために、ZEBの実現に取り組むこととしている。

- ・平成28年5月の地球温暖化対策計画で「2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。」と定められた。
- ・菅総理が、令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」こと、令和3年4月に地球温暖化対策推進本部で「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指す」ことを表明。

### ■先行事例

○大阪第6地方合同庁舎（仮称）において、設計段階でZEB Orientedを達成しており、現在施工中。

【概要】	・建設場所	大阪府中央区大手前三丁目3番10
	・延べ面積	約48,700㎡
	・構造規模	RC造（一部S造）地上14階地下1階
	・完成予定	令和4年9月



■今後の取組：より一層のZEBの推進に向けて、以下の取組を進めることとしている。

- 低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Orientedとし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。
- 各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。

## 木材利用促進法の改正（令和3年10月1日施行）

令和3年6月11日、改正「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立

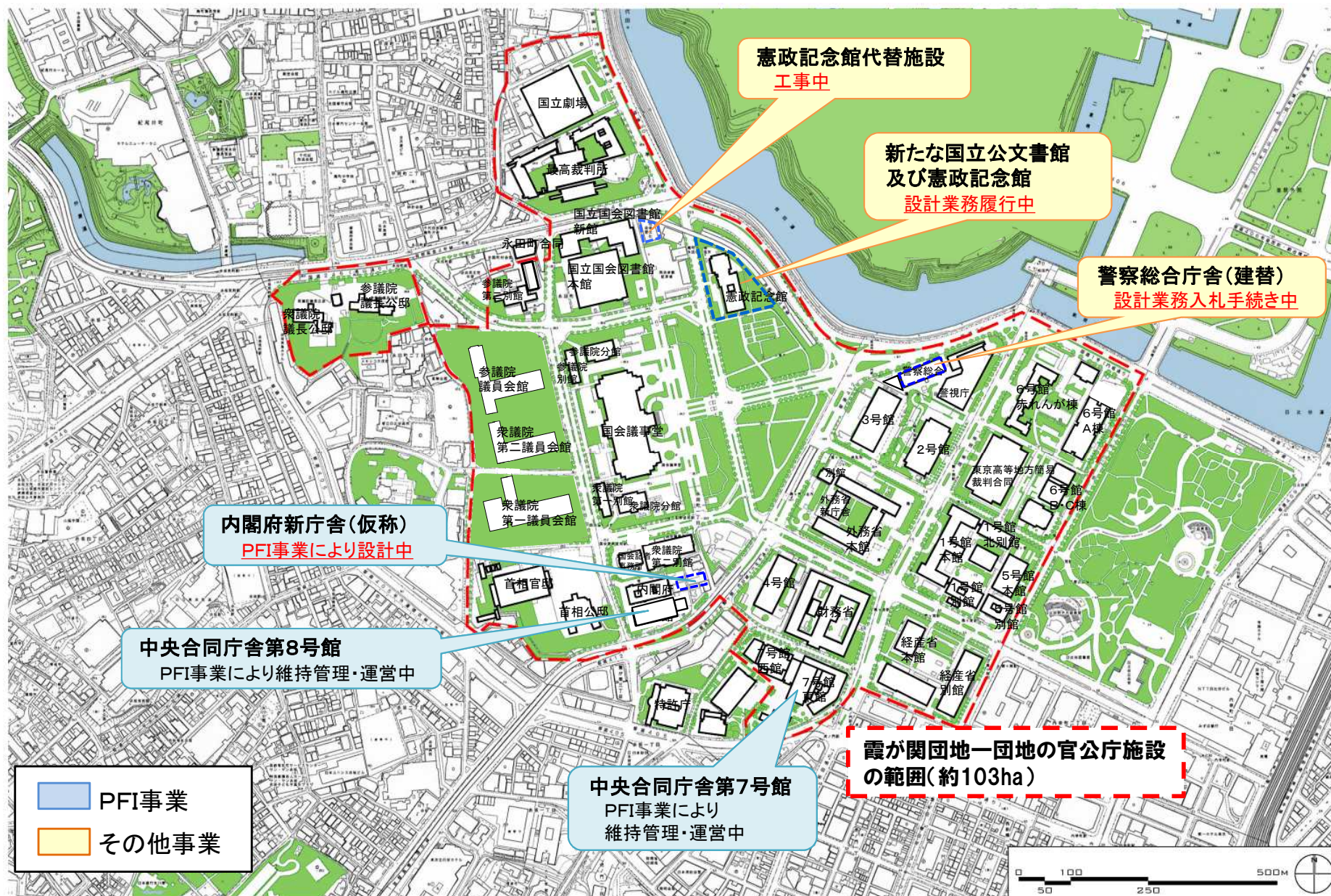
- ・題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正。
- ・公共建築物から建築物一般へ対象が拡大。

■今後の取組：建築物一般の木材利用の促進に向けて、官庁施設の木造化・木質化をより一層推進する。



# 5. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。新たな国立公文書館及び憲政記念館の設計業務を履行中。また、PFI事業により内閣府新庁舎(仮称)の設計中。





# ○主要事業の概要

## ■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「**国のかたちや国家の記憶**」を伝え将来につなぐ「**場**」を新たに整備

### 事業概要

場所: 国会前庭

(憲政記念館敷地)

階数: 地上3階地下4階

面積: 約42,421㎡

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

今後の予定:

～R3年度 実施設計

R3年度～ 憲政記念館取りこわし、  
埋蔵文化財調査、  
建設工事

R10年度末 開館

(R2～3年度 憲政記念館代替施設建設)

### 設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

#### ○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和

国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。

- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承

憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

#### ○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮

皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画

- ・緑の連続性への配慮

西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観

# ○主要事業の概要

## ■内閣府新庁舎(仮称)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定

(※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

### 事業概要

事業方式:PFI事業(BTO方式)

事業内容:新庁舎の整備(付属施設を含む)、

内閣府庁舎等の改修等、

新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理・運営

場所:東京都千代田区永田町1-6-1他

階数:地上12階地下2階 面積:約23,450㎡

スケジュール:

R2年度 PFI事業契約締結

R7年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定



新庁舎計画地



提案イメージ図

※図は、参考資料として提出されたものであり、実際の建築イメージとは異なる場合がある 10